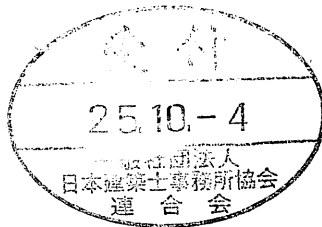


事務連絡
平成 25 年 10 月 1 日

各位



国土交通省
住宅局住宅企画官
住宅局住宅生産課
住宅局建築指導課

本年 9 月末に、省エネ改修をした場合の所得税及び固定資産税の税額控除の対象となる省エネ改修工事を定める告示が改正されました。

<改正告示>

- ・平成 20 年国土交通省告示第 513 号（所得税：住宅ローン減税、ローン型）
- ・平成 21 年国土交通省告示第 379 号（所得税：投資型）
- ・平成 20 年国土交通省告示第 515 号（固定資産税）
- ・平成 20 年国土交通省告示第 516 号（所得税：熱損失防止改修工事証明書）

<改正箇所概要>

- ① 窓の断熱性を高める工事について、熱貫流率のみの基準に改正（1～7 地域）。
- ② 窓の日射遮蔽性を高める工事について、窓の日射熱取得率及び建具の種類等の基準に改正（8 地域）。
- ③ 天井等、壁及び床の断熱性能（熱貫流率）の基準値を改正 等

上記制度が本年 10 月 1 日より施行されることを踏まえ、証明にあたっての留意事項を別添のとおり通知いたします。

（別添）

- ・住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 15 項、第 18 条の 23 の 2 第 1 項並びに第 19 条の 11 の 3 第 2 項から第 4 項までの規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について
- ・地方税法施行規則附則第 7 条第 9 項第 2 号の規定に基づく熱損失防止改修工事証明書について

（参考）

- ・平成 25 年国土交通省告示第 910～913 号
- ・改正後の平成 20 年国土交通省告示第 513 号（所得税：住宅ローン減税、ローン型）
- ・改正後の平成 21 年国土交通省告示第 379 号（所得税：投資型）

- ・ 改正後の平成 20 年国土交通省告示第 515 号（固定資産税）
- ・ 改正後の平成 20 年国土交通省告示第 516 号（所得税：熱損失防止改修工事証明書）

上記改正に伴う告示及び税制改正については、国土交通省のホームページにも掲載しております。
併せてご活用ください。

- ・ 各税制の概要

URL :

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

<問い合わせ先>

国土交通省（（代）03-5253-8111）

住宅局住宅生産課 担当:佐藤（内線 39425）